

本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

1 策定の背景

新型インフルエンザ等は、大半の人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）は、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務や、発生時における措置を定めたものである。

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や実施する措置等について、政府行動計画及び県行動計画に基づいて作成している。

2 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1号)	新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)
		再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)
	新感染症 ⇒ 全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る (感染症法第6条第9項)	(特措法第2条第1号において限定)

感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

3 流行規模・被害想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している想定を用いて想定（全人口の25%が罹患する場合）

項目		本巢市	岐阜県	国
流行期間		約8週間	約8週間	
患者（人口の25%）		約8,900人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約3,500人 ～約6,900人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度 (致命率0.53%) ※1	入院患者 (1日当たり最大)	約150人 (約30人)	約8,600人 (約1,600人)	約53万人 (約10.1万人)
	死亡者数	約50人	約2,800人	約17万人
重度 (致命率2.0%) ※2	入院患者 (1日当たり最大)	約560人 (約110人)	約32,500人 (約6,500人)	約200万人 (約39.9万人)
	死亡者数	約180人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率の想定		最大40%程度	最大40%程度	

※1 アジアインフルエンザ並み ※2 スペインインフルエンザ並み

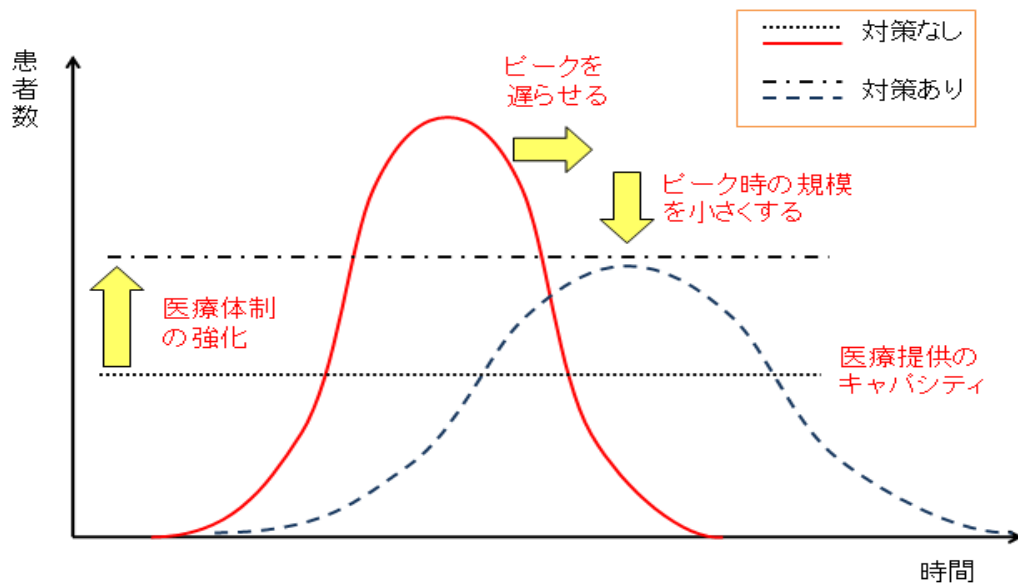
流行規模は、軽微なものから重篤なものまで様々な場合があり、上記の想定を超えるものもあり得ることも念頭に置く。

4 対策の目的及び基本的な考え方

(1) 対策の目的

- ア 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
 - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- イ 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする。
- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
 - ・事業継続計画の作成・実施等により業務の維持に努める。

【対策の効果 概念図】



(2) 基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

発生前	<ul style="list-style-type: none"> ・抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力 ・ワクチン接種体制の整備 ・市民への啓発 ・事業継続計画等の策定
発生当初 (県内発生)	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の入院勧告、抗インフルエンザウイルス薬等による治療 ・感染のおそれのある者の外出自粛、予防投与の検討 ・病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、事業者等と連携して、医療の確保、市民生活・経済の維持に最大限の努力

5 発生段階

流行状態	発生段階		
	市行動計画	県行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期		未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期		海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態			国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内発生早期		国内感染期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期		
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期		小康期

6 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・「政府対策本部」の下で「基本的対処方針」を決定し、対策を強力的に推進
- ・医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴く。
- ・地方公共団体が実施する対策を支援

(2) 県

- ・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。
- ・市町村における対策実施を支援、調整
- ・発生前においては、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなど全庁的な取組を推進するとともに、各部局では、発生した場合における所管事務の具体的な対応を決定しておく。
- ・発生時には、「岐阜県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府の基本的対処方針に基づき、対策を強力的に推進

(3) 市

- ・地域住民へのワクチン接種、生活支援、要援護者への支援を実施
- ・県、近隣市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

- ・地域医療確保のため、院内感染対策、診療継続計画の策定、地域における医療連携体制の整備を進める。
- ・発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し医療の提供に努める。

(5) 指定地方公共機関

特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する。

(6) 登録事業者

発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行い、発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般事業者

職場における感染対策、感染防止措置の徹底

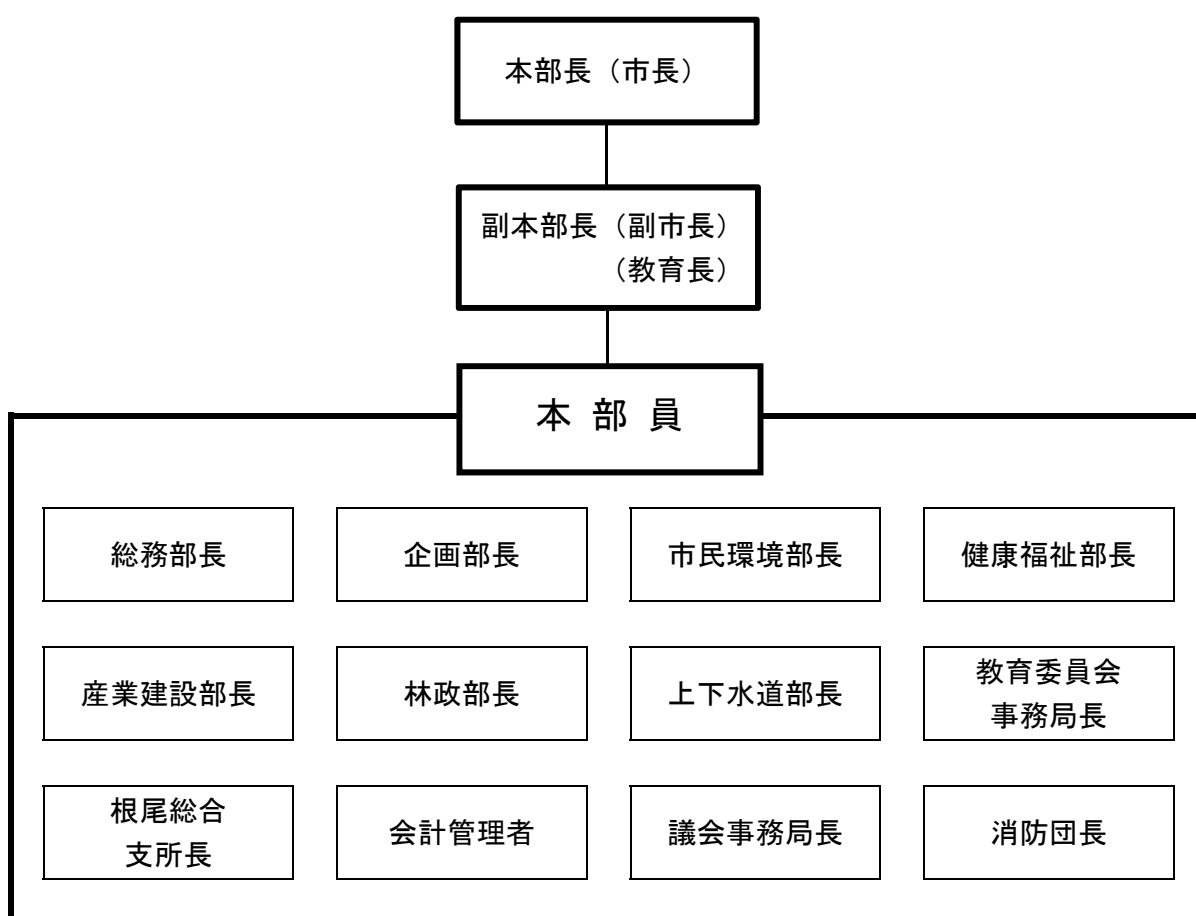
(8) 市民

個人レベルでの感染対策、食料品・生活必需品等の備蓄

7 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

国、県、事業者と相互に連携を図り、全庁一丸となった取組が求められることから、市長を本部長とした本巢市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。



本巢市新型インフルエンザ等対策推進会議	
議 長	総務部長
副 議 長	健康福祉部長
構 成 員	各課長等

事務局	総務課
	健康増進課

(2) サーベイランス・情報収集

- ・いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげる。
- ・県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

(3) 情報提供・共有

- ・インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。
- ・「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」の活用を市民に周知し、市民それぞれが、流行状況を把握し、自らが感染予防を行えるようにする。
- ・市民からの問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。
- ・市対策本部が情報を集約・共有する体制を構築する。

(4) 予防・まん延防止

ア まん延防止対策

個人対策については、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策を実践するよう周知し、地域・職場対策については、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底を図る。また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時には、県が行う施設の使用制限等の措置に協力する。

イ 予防接種

(7) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。対象となり得る者は、次のとおりである。

- ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもののうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

(4) 住民接種

国が定める接種の優先順位等に基づき、市民を対象とし原則として集団的接種により接種を実施する。接種順位については、次のとおりである。

【重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方】

	①医学的 ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者 (65歳以上)
②に重症者が多い場合	1	2	4	3
③に重症者が多い場合	1	3	2	4
④に重症者が多い場合	1	3	4	2

【我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方】

	①医学的 ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者 (65歳以上)
③に重症者が多い場合	2	1	3	4
④に重症者が多い場合	2	1	4	3

【重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方】

	①医学的 ハイリスク者	②小児	③成人・若年者	④高齢者 (65歳以上)
③に重症者が多い場合	1	2	3	4
④に重症者が多い場合	1	2	4	3

(5) 医療

県が実施する「帰国者・接触者外来」の確保、「帰国者・接触者相談センター」の設置等の措置に適宜協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

- ・市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう、市をはじめ国や県、関係機関等は事前に十分準備を行う。
- ・発生時に備え、市民に対し、感染対策や生活必需品等の備蓄に努めることや、事業者に対して、職場における感染対策の実施等の事前の準備を呼びかける。

【各段階における対策の概要】

	未発生期	県内未発生期 (国：海外発生期～国内発生早期)	県内発生早期 (国：国内発生早期～国内感染期)	県内感染期（市内発生期） (国：国内感染期)	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 体制整備 市内発生 of 早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生 of 遅延と早期発見 市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑える 適切な医療提供 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害を最小限に抑える 市民生活・経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 市民生活及び経済の回復を図る 流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画の策定 体制整備及び連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策推進会議を開催 市対策本部設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言が解除された場合は市対策本部を廃止 対策の評価と市行動計画の見直し
サーベイランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報収集 県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報収集 県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 受診患者数の把握 県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 受診患者数の把握 県が実施するサーベイランスへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 受診患者数の把握 県が実施するサーベイランスへの協力
共有 ・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供、共有について体制整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の媒体による情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、県内及び市内での発生状況と具体的な対策を情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し情報提供 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波発生に備えた情報提供 相談窓口の縮小

	未発生期	県内未発生期 (国：海外発生期～国内発生早期)	県内発生早期 (国：国内発生早期～国内感染期)	県内感染期（市内発生期） (国：国内感染期)	小康期
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人、地域、職場レベルでの感染対策等について、理解促進を図る 予防接種の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等へ感染予防対策の周知 特定接種の準備、開始 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者等への感染予防対策の要請 住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等への感染予防策の要請 住民接種の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた市民に対する予防接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> 県への協力 (地域医療体制の整備) (県内感染期に備えた医療の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> 県への協力 (帰国者・接触者相談センターの周知) (病床確保等の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 県への協力 (帰国者・接触者相談センターの周知) (病床確保等の検討) 	<ul style="list-style-type: none"> 県への協力 (在宅で療養する患者への支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 県への協力 (通常の医療体制の復帰)
市民生活及び市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者への生活支援の体制整備 火葬能力等の把握 対策の実施に必要な物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に遺体を安置できる施設等の確保に向けた準備 状況に応じ生活相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、職場における感染対策を開始するよう要請 市民に対し、消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に対し、売惜しみ等が生じないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、職場における感染対策を開始するよう要請 市民に対し、消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に対し、売惜しみ等が生じないよう要請 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し、消費者としての適切な行動の呼びかけ 事業者に対し、売惜しみ等が生じないよう要請 在宅療養者に対し必要に応じ支援を行う

●緊急事態宣言時

- 全市民を対象とした予防接種の実施
- 県が行う外出自粛、施設の使用制限等の要請に係る周知

●緊急事態宣言時

- 臨時の医療施設の設置

●緊急事態宣言時

- 水の安定供給
- 生活関連物資等の価格の安定

●緊急事態宣言時

- 水の安定供給
- 生活関連物資等の価格の安定
- 要援護者への生活支援
- 遺体の火葬、安置

●緊急事態宣言時

- 緊急事態措置を縮小、中止する